

屋根付岸壁

屋根付岸壁とは

屋根付岸壁とは、貨物船等の船舶が接岸、係留し、貨物の積み卸しや旅客の乗降等の利用に供される岸壁の附帯施設として、日差しや雨風、鳥のふんなどを遮断するための屋根機能が備わったものです。通常の岸壁では、あまり見られませんが、水産物が水揚げされる港湾や漁港に設置されています。

屋根付岸壁が整備されることによって、水揚げされた水産物の衛生環境が改善するとともに、漁業従事者の労働環境の向上にも寄与します。更に、農林水産物の輸出に際しては、相手国側の衛生基準を満足することが必要となる場合があり、屋根付岸壁の整備による衛生環境の向上が、我が国水産物の輸出競争力にも貢献することが期待されています。

特に、EU等へ水産食品を輸出する場合は、水産物の厳格な衛生管理が求められ、HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) 認定施設で加工することが義務付けられています。

国土交通省の取り組みについて

我が国の農林水産物・食品の輸出額は着実に伸びており、政府目標として掲げる2019年に輸出額1兆円の達成に向けて、官民が一体となって農林水産物・食品の輸出促進に向けた様々な取り組みが推進されています。こうした中、国土交通省では平成29年度より、農水産物の輸出促進に資する港湾施設の整備を支援する農水産物輸出促進基盤整備事業を創設し、その一環として、水産物の集積する港湾において水産物の輸出競争力強化を図るため、「屋根付岸壁」の



岸壁で野ざらしにされている水産品



岸壁に鳥が群がる様子（根室港）

整備を支援しています。現在、苫小牧港、紋別港、根室港、枝幸港及び増毛港の5港において、屋根付岸壁の整備を推進しており、平成30年5月には、苫小牧港において全3棟の計画のうちの最初の1棟（第1期）が完成し、全国で初めて農水産物輸出促進のための屋根付岸壁が供用されました。

国土交通省としては、引き続き、農水産物の輸出に戦略的に取り組む港湾における取り組みを進めるとともに、新たな地域における農林水産物の輸出拠点となる港湾の環境整備を推進して参ります。

苫小牧港で供用開始した屋根付岸壁

平成30年5月、苫小牧港において日本で初めて農水産物輸出促進のための屋根付岸壁が供用開始されました。暴風寒冷下での網外し作業および露天下での水産物の品質低下といった課題に対して、屋根付き岸壁を整備することで、高品質な水産品の効率的な流通体制の確保に繋がり水産品の輸出拡大に貢献が期待されます。



屋根付岸壁（第1期）の整備状況



屋根付岸壁の下で水産物を扱う利用者